

令和8年度(2026)市民税・県民税申告の手引

市民税・県民税申告書は国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の申告も兼ねています。

● **提出期限** **令和8年3月16日(月)**

出雲市ホームページで申告書の作成・印刷ができます。

申告書 出雲市

○検索

● **郵 送 先** 〒693-8530 **出雲市今市町70番地 出雲市役所 市民税課**

● **申告相談会場** **出雲市役所くにびき大ホール**
平田行政センター 佐田行政センター 多伎行政センター
湖陵コミュニティセンター 大社行政センター 斐川文化会館

● **申告相談日程** **令和8年(2026)2月16日(月)～3月16日(月)** 申告相談会場で申告される方は、市税だよりをご覧ください。

● **市民税・県民税の申告義務** ※地方税法や出雲市税条例で定められています。

- ・ 出雲市に1月1日に住所があった人は、期限までに申告書を出雲市長に提出しなければなりません。
- ・ 申告すべき所得や控除がなければ申告は不要です。
- ・ 給与や公的年金の支払を受けている人で、他に所得がなければ申告は不要です。
- ・ 所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税申告は不要です。
- ・ 申告が必要かどうかは、2ページのフローチャートでご確認ください。

● **注意事項**

- ・ 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、**収支内訳書**が必要です。
- ・ 医療費控除を申告される方は、**医療費控除の明細書**を作成してください。
- ・ 複数の人が同じ人を扶養に取することはできません。扶養を申告する場合は、他の人の扶養になっていないかを確認してください。
- ・ 青色申告、初年度の住宅借入金等特別控除、連帯債務のある住宅借入金等特別控除、上場株式の売却などの譲渡所得、土地・家屋の売却などの譲渡所得、退職所得、準確定申告、相続年金による雑所得、令和6年分以前の申告、給与所得者の特定支出控除等の所得税の申告は、くにびき大ホール（税務署職員対応）以外では受付できません。

作成されていない場合は
受付できません。

● **問合せ先** **市民税課**（直通）TEL (0853) 21-6770、21-6898、21-6714

申告に必要なもの

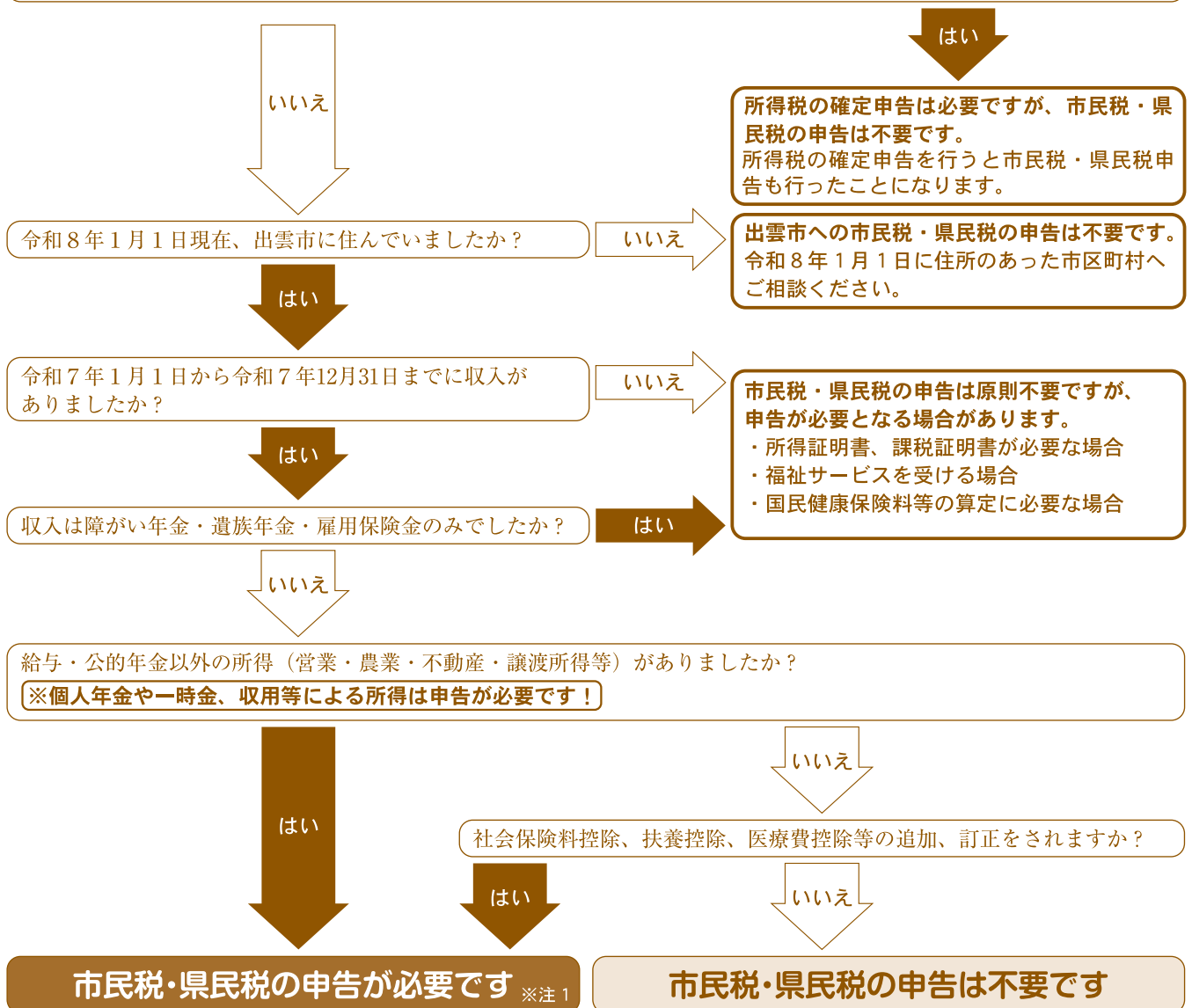
- ① **市民税・県民税申告書**（申告会場で申告される時は不要）
申告書は、出雲市役所市民税課及び各行政センターに用意しています。また、出雲市ホームページにも掲載しています。
- ② **令和7年中の収入や必要経費などがわかるもの**
 - ・ 給与所得の**源泉徴収票**（源泉徴収票がない場合は給与明細、支払証明書など）
 - ・ 公的年金等の**源泉徴収票**
 - ・ 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、**収支内訳書**
 - ・ その他所得金額の計算に必要な収入金額や必要経費がわかる書類など
- ③ **各種控除に必要な領収書、証明書など**（令和7年中に支払ったもの）
 - ・ 社会保険料控除…健康保険料等は領収書など、国民年金保険料・国民年金基金の掛金は**控除証明書**又は領収書
 - ・ 生命保険料控除・地震保険料控除…保険会社等が発行する控除証明書
 - ・ 障がい者控除…障がいの種別及び等級のわかる各種手帳（写し可）や、障がい者控除対象者認定書（市・高齢者福祉課交付）など
 - ・ 医療費控除…**医療費控除の明細書**（ご自身で作成されたもの）、医療費通知（医療費控除の明細書を作成されていない場合、控除を受けられません。）
 - ・ 寄附金税額控除…寄附先の団体などから交付された領収書、寄附金の受領証または寄附金控除に関する証明書など
- ④ **個人番号の確認書類及び本人確認書類**
次のうち、どちらかをお持ちください。
 - ・ マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ・ 通知カード（氏名・住所が住民票と一致している場合のみ使用可）又は個人番号が記載された住民票の写しと、本人確認書類（運転免許証、パスポート、障がい者手帳、公的医療保険の資格確認書など）

【令和8年度 市民税・県民税申告フローチャート】 令和7年中の所得、控除等について伺います。

【スタート】 令和7年分の確定申告をされますか？

【所得税の確定申告が必要な方】

- ① 自営業者等で令和7年中の所得の合計額が控除の合計額を超える方
- ② 公的年金の収入金額が400万円を超える方
- ③ 公的年金の収入金額が400万円以下であり、公的年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ④ 年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得金額が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入と給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑥ 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていて還付申告をする方
- ⑦ 扶養控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除などを追加して、所得税の還付申告をする方
- ⑧ 給与収入金額が2,000万円を超える方



※注1 ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が、所得税の確定申告又は市民税・県民税の申告をされると、特例制度が無効となります。特例制度の申請をされた方が、市民税・県民税申告をされる場合は、ふるさと納税額も申告してください。

市のホームページで、簡単に
市民税・県民税申告書が作成できます。
ぜひ、ご利用ください。

申告書 出雲市

検索

表

住所・氏名等を記入してください。

- 3 -

下記の内容を申告書の裏面に記入した後に、申告書の表面をご記入ください。

6 給与所得の内訳

- ・日給などの給与所得のある方や源泉徴収票のない方は記入してください。
- ・年収の明細・勤務先等を記入し、合計額を申告書表面右の「**①**－カ」に、給与所得金額算出表（７ページ表①）で計算した所得金額を「**②**－⑥」に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項（収支内訳書を提出してください。）

- ・所得の種類（営業等・農業・不動産の種類別）、支払者の名称等（営業地・不動産の物件地等）、収入金額、必要経費（㊿）をそれぞれ記入してください。

⑪必要経費とは、収入を得るための租税公課、雇人費、商品の原価等の費用であり、事業に関連しないもの（所得税、市民税・県民税、住宅用家賃など）は含みません。

- ・収入金額をそれぞれ申告書表面右の「**1**」ーア、イ、ウ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「**2**」ー①～③」に記入してください。
- ・専従者給与を申告する場合は、「**11** 事業専従者に関する事項」に、専従者の氏名等及び専従者給与（控除）額を記入してください。
- ・営業等・農業・不動産所得がある方は、必ず収支内訳書を添付してください。

8 配当所得に関する事項

- ・ 配当所得の種類（株式等・その他の種別）、支払者の名称等（配当の銘柄）、必要経費をそれぞれ記入してください。
- ・ 収入金額を申告書表面右の「**①**－オ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「**②**－⑤」に記入してください。
- ・ 上場株式等に係る配当所得及び株式譲渡所得等の課税方式について、所得税と市民税・県民税で一致させてください。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

- ・ 種目（公的年金等以外の収入の内容）、支払者の名称等、必要経費をそれぞれ記入してください。
- ・ 雑所得（業務）に係る収入金額を申告書表面右の「**①**－**ク**」に、必要経費を差し引いた所得を「**②**－**⑧**」に記入してください。
- ・ 雑所得（その他）に係る収入金額を申告書表面右の「**①**－**ケ**」に、必要経費を差し引いた所得を「**②**－**⑨**」に記入してください。

⑩ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

- ・収入金額、必要経費、差引金額（収入金額から必要経費を差し引いた金額）、所得金額（差引金額から特別控除額を差し引いた金額）をそれぞれ記入し、収入金額を申告書表面右の「**①**－コ、サ、シ」に、申告書裏面「**⑩**－**⑪**」合計欄の金額を申告書表面右の「**②**－**⑪**」に記入してください。

11 事業専従者に関する事項（自己申告の場合）

- ・ 生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族が、営業等、農業、不動産貸付業等に、1 年を通じて 6 か月を超える期間専従した場合、1 人につき次の(1)又は(2)のいずれか少ない金額が事業専従者控除額となります。
- (1) 50 万円（配偶者の場合は 86 万円）
- (2) (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得)
÷ (専従者数 + 1)

12 別居の扶養親族等に関する事項

- ・ 控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。
- ・ 国外居住親族に係る扶養控除等を受ける場合は、国税庁ホームページをご確認ください。

記載例

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月	取
1		円			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					
合 計					
法人番号又は 勤務先所在地					
勤 務 先 名					
勤務先電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
地代	出雲市〇〇〇	600,000 円	450,000 円	
		7		
収支内訳書を提出してください。				

8 配当所得に関する事項

[illegible]

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	差引金額
原稿料	〇〇会社	310,000 ^円	10,000 ^円	300,000 ^円
個人年金	〇〇生命保険	530,000	500,000	30,000

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

所得の種類		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合課税	短期					
	長期					
一	時					

11 事業専従者に関する事項

事業年度報告に関する事項											
1	氏名		職務		生年 月日	大・昭 平	専任者給与 (控除) 額				
	個人 番号										
2	氏名		職務		生年 月日	大・昭 平	専任者給与 (控除) 額				
	個人 番号										
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし				合 計 額			

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名	出雲 二郎	住所	松江市〇〇町1番2号103号室
2	氏名		住所	

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額		13	円
株式等譲渡所得割額控除額			

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	経 緯	生年月日	大・昭 平・令	15	特別障がい者 に該当する場合	級 度	別居の 場合の 住 所
氏 名							
個人番号							

支出した寄附先に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方も、ふるさと納税額を記入してください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

- ・上場株式等の配当所得又は株式譲渡所得を申告して、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合には、配当割額又は株式等譲渡所得割額を記入してください。

14 寄附金に関する事項

- ・市民税・県民税の税額控除の対象となる寄附金について記入してください。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が市民税・県民税申告を行うと、特例制度が無効となります。ワンストップ特例制度を申請された方で申告書を提出される際は、「都道府県、市区町村分（ふるさと納税の特例控除対象）欄」に記入してください。（寄附金受領書等の添付が必要です。）

15 所得金額調整控除に関する事項

- ・所得金額調整控除の適用となる場合は、対象となる本人、扶養親族又は同一生計配偶者について記入してください。（7 ページ表①）

令和 8 年度から適用される主な改正事項

1. 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が現行の 55 万円から 65 万円に引き上げられました。これにより、給与収入金額が 190 万円以下の方は、給与収入金額から 65 万円を差し引いた額が給与所得となります。

2. 同一生計配偶者や扶養親族の前年中の所得要件の見直し

同一生計配偶者や扶養親族の前年の合計所得金額の要件が、現行の 48 万円以下から 58 万円以下に引き上げられました。

3. 特定親族特別控除の創設

納税義務者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の方がいる場合、その特定親族の合計所得金額に応じて最大で 45 万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

4. 配偶者特別控除の適用に係る措置

夫婦の一方が、配偶者控除の適用を受ける場合に、もう一方は、住民税上配偶者特別控除の適用を受けることができませんでした。

これにより、夫婦間で配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けようとした場合に、住民税の計算において、配偶者特別控除は適用せず、配偶者控除のみ適用することとなります。

用語の説明

6 ページ以降に記載している「合計所得金額」と「総所得金額等の合計額」の説明は次のとおりです。

【合計所得金額】

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額（分離課税に係る長・短期譲渡所得については、特別控除前の金額）、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

【総所得金額等の合計額】

総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

所得控除の種類・金額

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項 ④ 所得から差し引かれる金額

控除の種類		控除額の要件等 (令和7年12月31日の現況)	控除額
⑬	社会保険料控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、健康保険、介護保険、厚生年金などの保険料のうち、あなたが支払った保険料の合計です。	支払額全額
⑭	小規模企業共済等掛金控除	令和7年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金、又は地方公共団体が行う心身障がい者扶養共済の掛金がある場合です。	支払額全額
⑮	生命保険料控除	受取人があなたやあなたの配偶者、その他の親族である生命保険契約、介護医療保険契約、個人年金保険契約などに基づき、令和7年中にあなたが支払った保険料がある場合です。	7ページ表③参照
⑯	地震保険料控除	あなたが令和7年中に支払った地震保険、旧長期損害保険など、一定の損害保険契約の保険料がある場合です。	7ページ表④参照
⑰	寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまる場合です。 (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の場合。 (2)夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方で、合計所得金額が500万円以下の場合。なお、この場合は扶養親族の要件はありません。	7ページ表⑤参照
⑱	ひとり親控除	あなたが、生計を一にする子（令和7年中の総所得金額等が58万円以下）を有するひとり親の方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の場合です。	
⑲	勤労学生控除	あなたが自己の勤労に基づく給与所得等がある学生又は生徒で、自己の勤労によらない所得が10万円以下で合計所得金額が85万円以下の場合です。	26万円
⑳	障がい者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である場合、寝たきりの状態にある場合又は65歳以上で障がいの程度が障がい者に準ずるものとして福祉事務所の長の認定を受けている場合です。（障がい者手帳、福祉事務所の長が交付する認定書の提示が必要です。） ※特別障がい者…1・2級の身体障がい者手帳、療育手帳Aや精神障がい者保健福祉手帳1級が交付されている場合です。 ※右の控除額のカッコ内の金額は、同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障がい者である場合の控除額です。	特別障がい者 30万円 (53万円) 障がい者 26万円
㉑	配偶者控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合です。 配偶者の年齢が次のア、イ、のいずれかによって、控除額が変わります。 ア. 70歳未満（S31.1.2以後生まれ） イ. 70歳以上（S31.1.1以前生まれ） あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は、同一生計配偶者の□に✓を記入してください。	8ページ表⑥参照
㉒	配偶者特別控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合です。	8ページ表⑦参照
㉓	扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合です。ただし、16歳未満の方（H22.1.2以後生まれ）の場合は該当しません。 ア. 特定扶養（H15.1.2生まれ～H19.1.1生まれ） イ. 老人扶養（S31.1.1以前生まれ） ウ. 同居老親等扶養（老人扶養のうち同居の直系尊属） エ. その他の扶養親族	ア. 45万円 イ. 38万円 ウ. 45万円 エ. 33万円
㉔	特定親族特別控除	あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満（H15.1.2生まれ～H19.1.1生まれ）の親族等の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合です。当該親族等の所得額によって控除額が変わります。「特親」欄に○を記入してください。	8ページ表⑧参照
㉕	基礎控除	あなたの令和7年中の合計所得金額により控除額が変わります。	8ページ表⑨参照
㉖	雑損控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（令和7年中の総所得金額等の合計額が58万円以下の方）が所有している家屋・家財・現金が、天災・火災・盗難・横領などによって損害を受けた場合の損害金額です。損害金額は損害の生じた日の時価です。	次のいずれが多い方の金額 (A) 損失額－（総所得金額等の合計額）×10% (B) 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※損失額＝（災害等により生じた損失額等）－（保険金等で補てんされる金額）
㉗	医療費控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために病院診療所などに支払った治療費又は医薬品の購入代です。事前に医療費控除明細を作成し、添付してください。（領収書の添付は不要です。ご自宅で保管してください。）	（支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×5%、または10万円のいずれか少ない金額） （最高200万円）
	医療費控除の特例	（セルフメディケーションの特例） 健康増進及び疾病の予防の取組を行っている方が、令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために払った特定一般用医薬品等購入費です。この特例を選択する場合、区分欄に「1」を記入してください。	（支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等で補てんされる金額）－1万2千円 （最高8万8千円）
16歳未満の扶養親族		16歳未満（H22.1.2以後生まれ）の扶養親族に対する扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税基準額の算定に影響します。	

⑤ 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納付方法

給与、公的年金等以外の所得について、市民税・県民税の納付方法を選択することができます。
給与から差し引きすることを希望する場合は、「給与から差し引き（特別徴収）」の□に✓を記入し、給与から差し引かずに自分で納付することを希望する場合は、「自分で納付する（普通徴収）」の□に✓を記入してください。

表① 給与所得金額算出表

給与等の収入金額の合計額 (円)	給与所得金額 (円)
～ 650,999	0
651,000 ～ 1,899,999	収入金額－650,000
1,900,000 ～ 3,599,999	$A \times 4 \times 70\% - 80,000$
3,600,000 ～ 6,599,999	$A \times 4 \times 80\% - 440,000$
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額×90%－1,100,000
8,500,000 ～	収入金額－1,950,000

※A＝収入金額÷4（千円未満切り捨て）

【所得金額調整控除】

右記に該当する場合は、給与所得からそれぞれの計算式で算出した控除額を差し引きます。

(1)給与の収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障がい者に該当する場合
- ・年齢が23歳未満の扶養親族を有する場合
- ・特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

$$\text{控除額} = (\text{給与収入額} (\text{※1}) - 850,000) \times 10\%$$

(※1) 1,000万円超の場合は1,000万円

(2)給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

$$\begin{aligned} \text{控除額} = & \text{給与所得金額} (\text{※2}) \\ & + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} (\text{※2}) \\ & - 10,000 \end{aligned}$$

(※2) 10万円超の場合は10万円

表② 公的年金等に係る雑所得金額算出表

年齢	A 公的年金等の収入金額 (円)	公的年金等所得金額 ※1円未満は切り捨て		
		公的年金所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円	2,000万円超
S36.1.2 以後生まれ (65歳未満の方)	～ 1,300,000	A－600,000円 (赤字は0)	A－500,000円 (赤字は0)	A－400,000円 (赤字は0)
	1,300,001 ～ 4,100,000	$A \times 75\% - 275,000$ 円	$A \times 75\% - 175,000$ 円	$A \times 75\% - 75,000$ 円
	4,100,001 ～ 7,700,000	$A \times 85\% - 685,000$ 円	$A \times 85\% - 585,000$ 円	$A \times 85\% - 485,000$ 円
	7,700,001 ～ 10,000,000	$A \times 95\% - 1,455,000$ 円	$A \times 95\% - 1,355,000$ 円	$A \times 95\% - 1,255,000$ 円
	10,000,001 ～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
S36.1.1 以前生まれ (65歳以上の方)	～ 3,300,000	A－1,100,000円 (赤字は0)	A－1,000,000円 (赤字は0)	A－900,000円 (赤字は0)
	3,300,001 ～ 4,100,000	$A \times 75\% - 275,000$ 円	$A \times 75\% - 175,000$ 円	$A \times 75\% - 75,000$ 円
	4,100,001 ～ 7,700,000	$A \times 85\% - 685,000$ 円	$A \times 85\% - 585,000$ 円	$A \times 85\% - 485,000$ 円
	7,700,001 ～ 10,000,000	$A \times 95\% - 1,455,000$ 円	$A \times 95\% - 1,355,000$ 円	$A \times 95\% - 1,255,000$ 円
	10,000,001 ～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

表③ 生命保険料控除額

I 表（新制度用）平成24年1月1日以後に契約・更新した保険		II 表（旧制度用）平成23年12月31日以前に契約・更新した保険	
支払保険料 (円)	控除額 (円)	支払保険料 (円)	控除額 (円)
～ 12,000	支払保険料の金額	～ 15,000	支払保険料の金額
12,001 ～ 32,000	支払保険料×1/2+6,000	15,001 ～ 40,000	支払保険料×1/2+7,500
32,001 ～ 56,000	支払保険料×1/4+14,000	40,001 ～ 70,000	支払保険料×1/4+17,500
56,001 ～	一律 28,000	70,001 ～	一律 35,000

I 表、II 表でそれぞれの控除額を計算した結果、下記の保険料区分ごとにA、B、Cのいずれか大きい控除額を選択し合計します。

保険料区分	A 新制度	B 旧制度	C 新旧双方適用する場合
一般の生命保険料控除額	I 表の控除額（上限2.8万円）	II 表の控除額（上限3.5万円）	I 表と II 表の控除額合計（上限2.8万円）
介護医療保険料控除額	I 表の控除額（上限2.8万円）		
個人年金保険料控除額	I 表の控除額（上限2.8万円）	II 表の控除額（上限3.5万円）	I 表と II 表の控除額合計（上限2.8万円）
控除額合計	上限 7 万円（控除合計額が7万円を超える場合には7万円）		

表④ 地震保険料控除額

種類	支払保険料 (円)	控除額 (円)
地震	～ 50,000	支払保険料× $\frac{1}{2}$
	50,001 ～	一律 25,000
旧長期 損害	～ 5,000	支払保険料の全額
	5,001 ～ 15,000	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +2,500
	15,001 ～	一律 10,000

※旧長期損害保険料…平成18年12月31日以前に契約した損害保険で保険期間や共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの。

※1つの契約が地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当するときは、どちらか一方の区分を選んで控除額を計算します。（限度額25,000円）

表⑤ 寡婦・ひとり親控除額

配偶関係	扶養親族	控除区分 (控除額)
夫または妻と 離別 死別 未婚	生計を一にする所得額 58万円以下の子がいる	ひとり親 (30万円)
夫と離別	扶養親族がいる	寡婦 (26万円)
夫と死別	—	

※本人の合計所得金額が500万円以下で、同一世帯に本人と事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められるものがない場合

表⑥ 配偶者控除額

控除対象配偶者	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円
ア. 70歳未満 (S31.1.2以後生まれ)	33万円	22万円	11万円
イ. 70歳以上 (S31.1.1以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

表⑦ 配偶者特別控除額

配偶者の 合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円
58万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円

表⑧ 特定親族特別控除額

特定親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 ～ 95万円	45万円
95万円超 ～ 100万円	41万円
100万円超 ～ 105万円	31万円
105万円超 ～ 110万円	21万円
110万円超 ～ 115万円	11万円
115万円超 ～ 120万円	6万円
120万円超 ～ 123万円	3万円

表⑨ 基礎控除額

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円	29万円
2,450万円超～2,500万円	15万円
2,500万円超	0円

表⑩ 非課税基準額

下表の金額以下の場合は非課税です。

「本人+扶養親族」の数	均等割	所得割
	合計所得金額	総所得金額等の合計額
1人(扶養なし)	380,000円	450,000円
2人(扶養1人)	828,000円	1,120,000円
3人(扶養2人)	1,108,000円	1,470,000円
以下扶養1人につき	280,000円増	350,000円増
障がい者、未成年者※ 寡婦又はひとり親	合計所得金額 1,350,000円	

※未成年者とは平成20年1月3日以後に生まれた方です。

税額の計算方法

市民税・県民税の税額は、均等割と所得割の合計金額です。

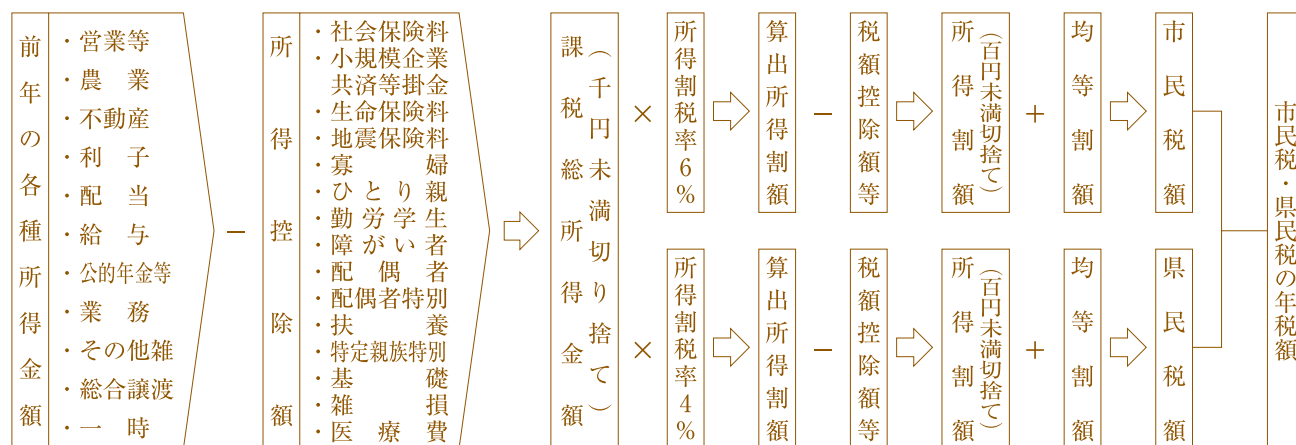
なお、令和6年度から均等割の枠組みを用いて、森林環境税（国税）が年額1,000円課税されています。

$$\text{均等割} + \text{森林環境税} = \text{均等割} \quad (\text{市3,000円} \quad \text{県1,000円} + \text{水と緑の森づくり税500円}) + \text{森林環境税} \quad (\text{国1,000円}) = 5,500\text{円}$$

$$\text{所得割} = \text{「令和8年度分課税標準額」} \times \text{「税率」} - \text{「税額控除等」}$$

◎課税標準額…所得金額から所得控除額（社会保険料、生命保険料、扶養控除など）を差し引いた額
 ◎税 率……………一律10%（市民税6%、県民税4%）
 ◎税額控除等…調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除など

税額の計算方法



（注）分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。